

ID: 1748

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第57条第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第57条の規定による。 (勧告、命令等) 第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日